給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
島根県出雲市今市町1190番地79
再生債務者　三原　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月６日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月20日から平成25年２月27日まで
松江地方裁判所出雲支部民事部

平成２４年（再ロ）第６８号
大阪市城東区新喜多東１丁目13番27―106号、前住所大阪市都島区中野町３丁目３番13号
再生債務者　宮尾健太郎
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月15日から平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１０号
金沢市東兼六町12番19号
再生債務者　山﨑　督樹
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月20日から平成25年３月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１０号
熊本市南区城南町塚原1809番地４
再生債務者　福山　勝也
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月27日から平成25年３月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第３号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町25番地22
再生債務者　東郷　未来
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月27日から平成25年３月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３号
川崎市宮前区野川3011番地　ロイヤルエミーハイム301
再生債務者　山口　厚志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月６日まで
平成25年１月16日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再ロ）第１６号
堺市西区浜寺諏訪森町東１丁19番地３　諏訪ノ森ガーデンハウス312号
再生債務者　長井　俊裕
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月12日まで
平成25年１月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号
和歌山県日高郡みなべ町東吉田10番地２
再生債務者　山中　潤一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月13日まで
平成25年１月16日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（再ロ）第６号
熊本市東区戸島西１丁目29番31―506号　トーカンマンション健軍東壱番館
再生債務者　甲斐　修一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月13日まで
平成25年１月16日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成１９年（再ロ）第３号
栃木県栃木市薗部町２丁目２番８号
再生債務者　渡辺　雅哉
1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成24年12月27日付け変更再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月１日まで
平成25年１月11日
宇都宮地方裁判所栃木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０００１号
東京都八王子市片倉町811番地２ティンクル・ヒアデ104号
再生債務者　廣山　浩稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月16日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（再ロ）第４号
奈良県生駒市新生駒台11番21号
再生債務者　永岡　昭一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月16日　　奈良地方裁判所

平成２４年（再ロ）第９号
名古屋市緑区鳴海町字米塚11番地の56
再生債務者　杉浦　敏之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第１０号
名古屋市緑区鳴海町字米塚11番地の56
再生債務者　杉浦　維惠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第１５号
愛知県津島市中一色町弥六山234番地
再生債務者　遠藤　　悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第１５号
京都府久世郡久御山町佐山双栗53番地２　ラポート双栗303号
再生債務者　永野　和行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１号
岩手県二戸市石切所字大村101番地
再生債務者　小笠原　志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月16日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再ロ）第２号
岩手県二戸市石切所字大村101番地
再生債務者　小笠原友子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月16日
盛岡地方裁判所第２民事部